平成28年12月橋本市議会定例会会議録 (第4号) その2 平成28年12月7日 (水)

(午前9時30分 開議)

○議長(中本正人君) おはようございます。 ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長(中本正人君) これより本日の会議を 開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(中本正人君) これより日程に入り、 日程第1 会議録署名議員の指名 を行いま

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条 の規定により、議長において14番 岡君、16 番 岡本君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(中本正人君)日程第2 一般質問 を 行います。

順番13、16番 岡本君。

〔16番(岡本安弘君)登壇〕

O16番(岡本安弘君)皆さん、おはようございます。一般質問も3日目となりました。大トリには会派代表が準備万端、今か今かと手ぐすねを引いて待ち構えている状態でございますので、いいご答弁をいただいてバトンタッチできたらと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

先日、東京研修の折、浅草文化観光センターや近隣のまるごとにっぽん、有楽町のアンテナショップ等を見学し研修させていただきました。日本全国の特産品、名産品が一同に集められ、2020年東京オリンピックを3年半に控え、いよいよ地域の競争力が試されると

いうことを肌で感じました。地域間大競争に 勝ち抜くことが、本市が生き残る道であるこ とを確信した次第でございます。

それでは、議長のお許しをいただきました ので、通告に従いまして一般質問を始めさせ ていただきます。

今回も、人に・景気に・まちの未来に真っ すぐという私のモットーに沿って進めさせて いただきます。

はじめに、まちの未来に真っすぐということで、学校給食についてお尋ねします。

2013年12月に和食がユネスコ世界文化遺産となって3年がたちました。世界の中で日本食の良さが改めて確認されていますが、一方、国内では日本人の和食離れが目立ってものの、米食離れも加速し、国内の米価格のよいな情報では10位とで、和歌山県の子どもの質困率は10位と安するとで、子どもが著しく減少し、家では日本人に最もあります。こういる大きによる機会が著しく減少し、家では日本人に最もあります。こうにとを送る機会が著しく減少し、家庭もあります。こうにたちがという家庭もあります。こうにたきがという家庭もあります。ときたとき考えると、学校給食における和食の割合を上げていく取り組みが重要と考えます。

そこで、学校給食における和食の日の取り 組みについてお尋ねします。

日本人の伝統的な食文化について見直し、 和食文化の保護・継承の大切さについて考え る日として、和食の日は制定されました。日 本は海・山・里と豊かな自然に恵まれ、多様 で新鮮な旬の食材と、うまみに富んだ発酵食 品、米飯を中心とした栄養バランスにすぐれ た食事構成を持つ和食の文化があります。和 食は食事の場における自然の美しさの表現、 食事と年中行事・人生儀礼とその密接な結び つきなどといった特徴を持つ、世界に誇るが き食文化です。日本の秋は実りの季節であり、 自然に感謝し、来年の五穀豊穣を祈る祭りな どの行事が全国各地で盛んに行われる季節で もあります。日本の食文化にとって大変重要 な時期である秋の日に、毎年、一人ひとりが 和食文化について認識を深め、和食文化の大 切さを再認識するきっかけの日となっていく よう願いを込めて、いい日本食、11月24日が 和食の日とされていますが、本市の取り組み 状況をお聞かせください。

次に、全食和食の実施についてお尋ねしま す。

米どころの新潟県三条市では、平成20年度から完全米飯給食に取り組んでいます。小児肥満児が減少したなどの健康面や、残食率が減ったなどの環境面の効果の公表もされています。本市においても、完全または週4日以上の和食に取り組んでみてはどうでしょうか。2項目めに、人に真っすぐということで高齢者対策についてであります。

平成27年4月、改正介護保険法が施行され、 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、 市町村が地域の実情に応じた取り組みができる新しい総合事業が平成30年4月より開始となるにあたり、本市では和歌山県下でいち早く取り組み、本年10月より開始になりました。しかしながら、その旨が広報9月号に掲載されていましたが、正直、介護に従事していた私が見ても記事の内容がよくわかりません。高齢者の方からは、要支援1・2の訪問介護、通所介護が厳しくなるらしい、介護施設から出されるのではとか、介護保険が使えなくなるらしいが広報を見てもよくわからないなどといった相談をよく受けるようになりました。 実際には、訪問型サービスについては、現行サービスと訪問型サービスA・B・C・D、通所型サービスA・B・Cとサービスを通所型サービスA・B・Cとサービス種別が分かれており、多様なサービスが追加となったはずですが、結局のところ危機感のみが先行し、一体何が変わったのか、今までのサービスは利用できるのか、利用料金はどうなるのかなど、新しい総合事業が10月より開始となっているがよく理解されていないのが現状であります。

そこで、介護予防・日常生活支援総合事業 の制度について、何が追加されて、何が厳し くなるのか、かみ砕いてご説明ください。

次に、市民・利用者対象者などへの説明については、今までの状況では不十分であると感じています。今後どのようにされていくのかお聞かせください。

最後に、景気に真っすぐということで、ふるさと納税のメニューとしての受益サービス強化についてお尋ねします。

ふるさと納税 (ふるさと橋本応援寄附金) については、本年6月議会でもお尋ねしまし た。本市においては、地域の事業者や生産者 のやる気を促すことを一番に考え、本市のす ばらしい産品の情報発信、売れる産品づくり を、本制度を通じて取り組んでいるとの産業 振興への市長の熱い思いを伺ったところであ ります。また、本会議の冒頭に市長がおっし やったように、市内の事業者に対して補助金 等で支援しながら新商品開発の促進に力を注 がれており、また、これによって完成した商 品は、ふるさと納税の魅力ある返礼品として も登録されるであろうと思料します。本年も 取り組みを始める自治体がますます増えて競 争にはなりますが、このふるさと納税の市場 はさらに大きくなり、本市の産業振興から見 ると、まだまだチャンスが続くものと考えて

います。

1次産業、2次産業の発展は本市においても重要であるが、今回はとりわけ第3次産業(サービス産業)に目を向け、その中でも本市においては就業者も多い医療や福祉サービスの活性化は本市にとっても重要と考えます。ふるさと納税制度を通じるならば、市外に出た子ども世代がふるさとの親御さんを思う気持ちに対して、物でない無形のサービスでお応えできる、そんな返礼品もあるのではないかと考えるわけであります。

そこでお尋ねします。まず、ふるさと納税の返礼品のメニューとして、代行サービスを提供するメニューはありますか。また、サービスの提供の返礼品のメニューに登録することについての当局のスタンスについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。明確なご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長(中本正人君) 16番 岡本君の質問項目1、学校給食における和食に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長 (森中寬仁君) 登壇〕

○教育部長(森中寛仁君) おはようございます。

学校給食における和食の日の取り組みについてお答えいたします。

和食の日とは、一般社団法人和食文化国民会議の活動における最大の事業であり、平成26年から11月24日、和食の日を中心として、全国の小学校、中学校等で「だしで味わう和食の日」という企画を通じて、児童等が和食文化とは何かを知るきっかけの日とすることで、和食文化の保護・継承につなげていくことを目標とした日であると認識しています。

本市では、本年11月24日の和食の日に、す

まし汁、のっぺい汁を採用し、和食の献立といたしました。献立表の11月24日の欄には和食の日と表記し、吹き出し、コラムにて簡単な説明を表記するとともに、献立表裏面の5分の3を使って、「日本の食文化、和食をもっと知ろう」という記事を作成し、周知を図りました。

今後とも同様の取り組みを行うとともに、 各学校へ和食の日の周知について働きかけを 継続してまいりたいと考えています。

次に、全和食の実施についてお答えいたし ます。

農林水産省発行「和食ガイドブック」によりますと、和食は食材、料理、栄養、もてなしの四つの要素により構成されるとなっています。また、野菜、山菜、キノコ、魚を中心にした日本産の食材を利用し、蒸す、ゆでる、煮るなどの調理法により料理したもので、低カロリーでバランスの良い栄養に配慮し、食事のマナーや食の場に施された趣向を理解し、互いを思いやる心を大切にしたものが和食であるとされています。

平成28年11月の高野口学校給食センターの献立を例に挙げますと、全20日のうち、パン食が5日、サラダ、キムチ、ナムルなどが含まれた全和食以外の米飯給食が6日であり、全和食は9日でした。

全和食の献立には、かつおだしを利用した のっぺい汁、みそ汁、豚汁、ナメコ汁、高野 豆腐の卵とじ煮が含まれています。ナムルの 日にもかつおだしを利用した、うのはなのい り煮が含まれています。

かつおだしは、かつおぶしを粗く砕いたものにかつおぶしをつくる際に出る煮汁を濃縮してコーティングし、焙煎乾燥した後にフレーク状にし、煮出し用パックでパック詰めにされたものを購入して、学校給食センターで煮出しをしています。

食材は地場産品にこだわり、40%以上が地 場産品であり、ほとんど国内産を使用してい ます。

学校給食については、2週10日を一つの周期とし、1週目は米飯4食、2週目は米飯3食の週3.5食を原則としています。平成21年3月31日、文部科学省スポーツ・青少年局長通知「学校における米飯給食の推進について」には、週4日程度を目標とするとされています。この通知には、地場産物の活用推進の観点から、地場産の米や小麦を活用したパン給食など、地域の特性を踏まえた取り組みにも配慮するともされており、市内に製パン業者があることから、当面の間、米飯給食3.5日を維持したいと考えています。

本市では、児童生徒に安心安全なおいしい 給食を提供するとともに、多様な食文化を体 験していただくことを重視しています。今後 とも、和食、洋食、中華、韓国料理、インド 料理等を献立に採用していきたいと考えてい ます。

〇議長(中本正人君) 16番 岡本君、再質問 ありますか。

16番 岡本君。

〇16番(岡本安弘君)部長、ご答弁ありがと うございます。和食の日は11月24日というこ とで、そのあたりはコラムにて簡単な説明等 もしていただいているということであります。 一つ、またご提案なんですけど、この和食 の日の事業というのは、先ほどもご答弁をい ただきました、一般社団法人和食文化国民会 議の活動なんですけれども、今回、この事業 に実施登録されている学校というのが、この 28年度で全国で2,932校、そのうち、ここ、和 歌山県下では、たった9校にすぎないわけで ございます。内訳としては田辺市が5校、和 歌山市、白浜町、ほんで、かつらぎ町の大谷 小学校と9校なんですけれども、この事業、 取り組み、もう知っていただいておろうかと 思うんですけども、正式に本市が届け出で、 活動というのを内外にPRしてはいいのでは ないのかなと思うんですけれども、先生 京出張で行かせていただたいたときに、農 さにでいただればなられていたがれども でいただいたわけなんですけれどもるだいただいたわけなんですけれどもるだいただいたわけなんですり組みというのは、登録するだけるよというな情報をいただけるよというにとでで、 るな情報をいただけるよというにといる は、登録したからというだいるしたな煩雑な縛り等々もないよというお話で んな煩雑な縛り等々もないよというお話でしたので、この機会に本橋本市としても かしてみてはいかがでしょうか。

〇議長(中本正人君)教育部長。

○教育部長 (森中寛仁君) 和食の日の取り組 みにつきましては、議員おただしのように、 近畿農政局長から県の教育長、学校教育局か ら通じまして、本市のほうへもご案内が参っ ております。今年度の和食の日はもう既に過 ぎておりますので、また来年度以降の11月24 日の和食の日の取り組みに対しましては、ま た各学校の校長先生が集まる校長会等で周知 いたしまして、学校でかんで応募できないか というふうなところを、また校長先生のほう に投げかけたいと思います。議員おただしの ようにいろんなテキストとか、資料等がまた 送られてまいりますので、その辺の活用につ きましてはまた学校のほうで、できるだけま た先生を通じまして児童生徒のほうにしてい けるようなところで、また取り組みたいと考 えております。

〇議長(中本正人君)16番 岡本君。

O16番(岡本安弘君)部長、ありがとうございます。今、先ほども言わせていただいたように、登録するのみでいろんな情報もいただける。それとまた、事務的なところであった

りとか、予算が必要であるよというふうなことではございませんので、いろんな情報もいただけますので、ぜひとも各学校に働きかけていただいて、参加していただきたいなと思いますので、どうかよろしくお願いします。

それと、皆さんもご存じのとおり、和食というのは一汁三菜というような献立がありまして、おみそ汁、お浸し、なます、煮物、焼き物といったものがあるわけなんですけれなも、この和食の減退というものでいろんなりものが食卓から消えているように感じております。みそやしょうゆ、タマネギ、卵というようなものも和歌山市内の特産品でございます。米酢にいたっては、お酔の和泉発祥の伝統調味料でありますし、和歌山県にはこういったすばらしい食材や調味料といったものがあるんです。

話は少し変わるんですけど、皆さん、「おべ んとうばこのうた」ってご存じでしょうか。 幼少の頃に一度は耳にしたことがあると思う んですけれども、それではここで1曲と言い たいところなんですけれども、厳粛な場でご ざいますので、歌詞のみ少しご紹介させてい ただきます。「これくらいのおべんとばこに、 おにぎりおにぎりちょっとつめて、刻みショ ウガにゴマ塩振って、ニンジンさん、サクラ ンボさん、シイタケさん、ゴボウさん、穴の あいたレンコンさん、筋の通ったフキ」とい うような歌詞でございます。皆さん、一度は 耳にしたことがあると思うんですけども、今、 読ませていただいた中で、少しあれ、という ような、お気づきになった点ってございませ んでしょうか。私の記憶の中では、2はニン ジン、3はサンショウであったかと思うんで すけれども、このサンショウというのは和歌 山県が全国シェアの80%を占めるものでござ います。それがいつのまにか、サクランボに

変わっているわけでございます。

先般、あるこども園にもちょっと見学に行 かせていただいたときに、ちょっと耳にした んですけれども、やっぱり危機感というのを 少し感じたわけでございまして、いつの間に かなれ親しんだ、そして当たり前のようにあ ったものがだんだん消えていくと。世界遺産 というのも同じであるのかなと思うわけで、 なくなるおそれがあるから指定されたという ようなご意見もございます。和食でこそ感じ られる和歌山の食文化といいますか、ものが あるのかなと思いますし、それを子どもたち にしっかりと守り伝えていく必要があるのか なと思うんですけれども、もちろん、和食ば かりではあれなんで、たまに、おかずがスパ ゲッティであったりとか、今、橋本市が力を 入れているはしもとオムレツであったりとか というのもいいいとは思うんですけれども、 やはり、きちんとした日本の食事、世界が認 めた食事というものを子どもたちに食べる習 慣というのをつけるのが学校給食ではないの かなというふうに思うわけなんですけれども、 その辺の重要性については、部長、いかがお 考えでしょうか。

〇議長(中本正人君)教育部長。

○教育部長(森中寛仁君)和食につきましては、例えば、海外セレブの方も、例えば、平野田でしたら、日本食の専用の料理人を雇うなど、大変健康面で良いといられておられておられておられておられておられておられておられてが、たほどご答弁申し上げましたように、今、本市の給食をンターでも、か、まさせんといるとしたのかまました。議員おただしのように、そ今後をがするといるとも全和食にはなかなか一般事業所もごさんなないのきましても、最近はいろんな

ものを加えましたパンで、児童生徒からも大変好評をいただいているようなところはお聞きしておりますので、またその辺も考慮しながら、今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。

〇議長(中本正人君)16番 岡本君。

O16番(岡本安弘君)ご答弁ありがとうございます。和食をきちっとした形で食べる習慣というのが大事でありますし、今、おっしゃられたように地域の事情もございますので、その辺はまたお願いしておきます。

それと、一つなんですけど、1年365日を1 日3食とした場合、1,095食になるんですけれ ども、給食5日間の占める年回の割合という のは、わずかそのうちですと17%であるわけ でございます。先ほど、壇上でも答弁いただ きました、先月の高野口学校給食センターの 献立でありますと、全20食のうち、9日が和 食であるならば、1年のうちの和食の給食の 割合は8%になるわけで、1,095食のうち87 食ということになるわけなんですよね。これ が多いか少ないかというのは、いろいろ賛否 両論あるところなんですけれども、この実数 で、今、世界が認めた、いろいろ専用の料理 人もという話も答弁いただきましたけれども、 和食の良さというのが果たして子どもたちに 伝わるのかなというのが疑問に思うところで ございます。

地場産物の活用・推進というのは、以前より壇上でもいろいろ話をさせていただいているところなんですけれども、地域性も考えて完全に全食和食というのは、さすがに難しいのかなというのは理解できるところなんですけれども、壇上の答弁の中で一つ気になるところがあるわけなんですけれども、本市では、児童生徒に多用な食文化を体験することを重視しているというようなご答弁でございました。

一つ思うところなんですけども、この忙しい現代人のお父さん、お母さんのいろんな事情を考えると、ファストフード等々外食産業も発展している中で、この洋食、中華、韓国料理、インド料理というのは、いつでも食べるんじゃないかなというふうに思うんででよね。逆にいうと、じつくり、かつおだしをよった和食をつくるというほうが大変なのではないのかなというふうに、私自身は思うわけで、その点を踏まえて、学校給食におけます和食の重要性というのを、部長、もう一度、また考えていただきたいなと思うんですけれども。

和食の和の字というのは、和歌山の和ではないのかなと私自身は思っているわけなんですけれども、この郷土の良さというのも子どもたちに伝えられなくて何が教育なのかなと、何が産業の振興なのかなというふうにちょっと考えるわけなんですけれども、しょうゆとみそ、かつおぶしのない和食というのは、和歌山の特産品、産物といえば、そういったものが概ね挙がってこようかと思うんですけれども、その文化というのが和食を育ててきたのかなというふうに考えております。

私自身、子どもたちに和歌山の食文化を伝えることこそ、食育であったり、郷土を守るものになるのかなというふうに感じておりますので、そのあたり、食事を通して、また今後の食育向上というものを、いま一度考えていただきますように、またよろしくお願いしときます。

これで一つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長(中本正人君)次に、質問項目 2、介護予防・日常生活支援総合事業に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長(石橋章弘君)登壇]

〇健康福祉部長(石橋章弘君)介護予防・日 常生活支援総合事業についてご説明をします。

この事業は介護保険制度の中の地域支援事業に位置付けられるものであり、市町村が独自性を発揮できるようになっています。本事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に大きく二つに分かれており、介護予防・生活支援サービス事業対象となり、一般介護予防事業は基本的に全ての第1号被保険者が対象となります。介護予防・生活支援サービス、通所型サービス、生活支援サービス、通所型サービス、生活支援サービス、カ護予防チアマネジメントに分かれます。また、一般介護予防事業には、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業など5種類の事業があります。

そのうち、今までと大きく異なっているのが、訪問型サービスと通所型サービスです。
訪問型サービスには、現行相当サービス・緩和した基準によるサービスA・住民主体による支援のサービスB・短期集中予防サービスのサービスC・移動支援のサービスDの5種類があり、通所型サービスには、現行相当サービス・緩和した基準によるサービスA・住民主体による支援のサービスB・短期集中予防サービスのサービスCの4種類があります。

これまでの介護保険のサービスは厳格に基準が定められており、市町村の独自性は発揮できませんでしたが、訪問型サービスA・B・C・Dや通所型サービスA・B・Cでは、市町村の独自の取り組みができるようになりました。

また、本市では、本年10月より県下で一番早く本事業を開始していますが、すぐに全ての要支援1・2の方が総合事業に移行するわけではなく、要支援認定の更新後に訪問介護、

通所介護にみ総合事業に移行します。

さらに本市が10月より実施しているのは現行相当サービスと5社の参入がある訪問型サービスAであり、サービスB・C・Dは今後実施方法等について検討してまいります。

次に、市民・利用対象者などへの説明についてですが、まず市民の皆さま全体に制度の開始に関する周知・啓発をするため、広報9月号及びホームページに掲載をしています。また、訪問型サービス及び通所型サービスの利用者である要支援1・2の方と事業対象者の方には、市地域包括支援センターがケアマネジメント業務を担当しているため、個別に説明をさせていただいています。現在のところ総合事業への移行については、順調に推移しているものと考えています。

また、今までの取り組みとしては、介護予防教室・地域ふれあいサロン・げんきらり~ 自主運営教室、老人クラブ、区の会合などで制度の説明を行ってきました。

今後とも地域に密着した形で説明を行って まいります。

〇議長(中本正人君) 16番 岡本君、再質問 ありますか。

16番 岡本君。

○16番(岡本安弘君)部長、ご答弁ありがとうございます。先ほど、今、壇上でもお聞かせいただいたように、周知啓発広報9月号やホームページと、ほんでまた、地域包括支援センターのケアマネジャーが個別に説明、それと、介護予防教室であったりとか、地域ふれあいサロン、げんきらり~自主運営教室、老人クラブ等々、区の会合などで説明責任を行っているというご答弁でございました。

今、広報9月号の1枚をちょっとコピーして持ってきたわけなんですけれども、先ほど私も壇上で質問させていただいたとおり、なかなかこれを見ただけでは、さすがにわかり

にくい。今もご答弁いただいた内容でいろい ろお話を聞かせてもらっても、そしたら、高 齢者にとって何がどう変わっているのか、本 当に知りたい部分というのはなかなか口頭や 文章だけでは伝わりにくいということですの で、今もこの各地域でいろんな説明会をして いただいているよということでございますの で、また今後、10月からまだ開始になったと ころでございますし、また今後いろんな疑問 とか、わからないというところも多々出てく ると思いますので、そのあたりについては、 また市民の膝元に出ていくというか、そうい う形でいろいろ外に、いろんな地区単位であ ったり、個別に今後も今のような形で説明と いうのをしていただきたいと思いますので、 その点について、ひとつまたよろしくお願い しときます。

それと、もう一つお聞きしたいんですけれども、現行サービス以外の緩和した基準のサービスについてでありますが、今、訪問型サービスAの参入事事業者が5件ということでございました。緩和した基準のサービスの稼働状況であったりとか、もう動き始めているよとか、またそこで業務していただける、生活支援サーポーター講座というのをしていただいるんですけど、それを今、受けられた方の人数というのがおわかりになれば、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

〇議長(中本正人君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(石橋章弘君) 現在、サービスAですか、5社ということで、そういう登録のお申し出を受けております。この基準が緩和されたと申しますのは、人員等に専門職でない方も一定入っていただけるというふうな部分も含めての基準の緩和でございます。その緩和された人員に対応するために、現在、そういう方を養成するために、生活支援サポーター養成講座、これを開催してございます。

今年度の生活支援サポーター養成講座は、4回を予定しております。既に2回実施しておりますけれども、受講者数については101名の応募があって、現在、45名が受講しているという状況でございます。それから、サービスA、5社、登録は受けておりますが、今のところその利用状況について、ちょっとモニタリングはできておりません。

〇議長(中本正人君)16番 岡本君。

○16番(岡本安弘君)ありがとうございます。 訪問型サービスAの参入の事業所はあります けど、まだ動いてないということでよかった ですかね。私自身もこの新しい総合事業につ いていろいろ勉強させていただいているわけ なんですけれども、高齢者の方からいろんな 相談や説明というのもいろいろさせていただ くわけなんですけれども、今もご答弁いただ いたかと思うんですけど、緩和された基準の サービスについてよく聞かれる中で、緩和さ れた基準のサービスというのは、今までして もらえなかったことというのをしてもらえる というような、勘違いされているような高齢 者の方がおられますし、今この現代高齢化社 会の中で、高齢者を取り巻く生活環境であっ たり、ニーズといったものというのは、多く なってきているように感じるわけなんですけ れども、再度、もう一度、ご確認ですけれど も、この緩和されたサービスというのはサー ビスの内容が緩和されて、また、サービスの 幅がいろいろしてもらえるということではな くて、運営の基準や人員が制度上緩和された んですよと。サービスの幅が広がって、今ま でしてもらえなかったところもしてもらえる ような緩和ではないということでよかったで しょうか。

〇議長(中本正人君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(石橋章弘君)訪問型サービスA、あるいは通所型サービスAというとこ

ろで緩和した基準によるサービスとある、緩和の意味とはというご質問かなと思います。 ここでいう緩和につきましては、今のおただしのとおり、サービスの内容自体を意味するものではなく、事業所の人員などの基準、これを緩和したという意味での緩和でございます。それから、先ほど事業所の利用状況についてはないというよりは、うちのほうが実際そういう情報を持っていないということでございますので、よろしくお願いします。

〇議長(中本正人君)16番 岡本君。

○16番(岡本安弘君)ありがとうございます。 いろいろ相談を受ける中で、いろんな情報が 飛び交っている中で、実際に知りたいところ というのが広報でもわからないし、人づている 聞いてもなかその事業にかかわっている 人でも理解しがたいところがございますので、 そのあたり、また、いろんな疑問に対して対し しっかりと対応していただきたいなと思うん ですけれども、地域のサポーターとして新し い総合事業の中で、訪問型、通所型、多様な サービスの担い手として、今、部長もおっし やっていただいた生活支援サーポーター養成 講座というのを2回開催していただいており まして、45名の方が講座を修了されたという ことでございます。

しかし、実際のところ、まだ訪問型で登録 事業所が5件ということでございますので、 この辺またいろんな支援といいますか、この 事業が活性化することによって、またサポー ターの活躍の場というのも創出されていくの かなということでございますので、今回は養 成講座を4回されるということですので、そ の方がまた活躍する場がないと結局意味がご ざいませんので、そのあたりについてもまた 運営していっていただけるような事業所、N PO、ボランティアであるのかなと思います ので、その辺の事業所の登録であったりとか、 稼働等についてはいろんな情報というのを密 にしていただいて、また今後も継続してサポ ートのほうをしていただけるようによろしく お願いしておきます。

それと、先ほどからもちょっとお話しさせ ていただいておるわけなんですけれども、高 齢者の取り巻く環境というか、生活環境やニ ーズというのが、少子高齢者などが多種多様 となってきておるわけですけれども、また、 大項目3ともちょっと関連してくるわけなん ですけれども、今後、高齢者を支えていくに は、地域ケアシステムというのを今していた だいているわけなんですけれども、介護職の 専門職だけではなくて、やっぱり地域のサポ ーターの力というのが大変必要かなというの も私自身、思っております。そのあたりにつ いて、その方の活躍の場ということで、次の 項目でまたお話もしていきたいと思っており ますので、2項目めの質問は一応これで終わ らせていただきます。

〇議長(中本正人君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 先ほど答弁させていただいたサービスAでございますけれども、今ちょっと確認いたしましたところ、現在、利用はなしということでございます。

○議長(中本正人君)次に、質問項目3、ふるさと納税のメニューとしての受益サービス強化に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

[経済推進部長(笠原英治君)登壇]

〇経済推進部長(笠原英治君) ふるさと納税 のメニューとしての受益サービス強化につい てお答えします。

このことについては、ふるさと橋本応援寄附金の返礼品として、地域の産品をお送りするほかにも、サービスの提供を選択肢として登録しています。

具体的には、橋本市シルバー人材センター

が実施するお墓の清掃代行があります。

シルバー人材センターには、年間に数十件の墓地清掃の依頼があると聞いており、この実績を活用し、市内にお墓を持っているが遠方にお住まいである方や、高齢により清掃が困難である方へのサービスとして、返礼品として昨年10月に登録しているところです。

サービス内容については、1万円の寄附を すれば、シルバー人材センターが3時間程度 の清掃作業を実施します。

ふるさと納税の返礼品については地域産品 のみならず、このようなサービスの提供、あ るいは当地へ来てもらう体験メニューの提供 等、各自治体が工夫を凝らしているところで す。

また、最近では、物品消費のハードから体験・サービス消費のソフトへの移行が顕著であると言われています。

このようなことから本市としましても、経験や体験、思い出、人間関係、サービス等、目に見えない価値を提供する返礼品の登録にも十分視野を広げて、市内事業者や生産者とも協議しながら知恵を絞っていきたいと考えています。

○議長(中本正人君) 16番 岡本君、再質問 ありますか。

16番 岡本君。

O16番(岡本安弘君)部長、ご答弁ありがとうございます。先ほど大項目2でもお話しさせていただいたように、介護予防・日常生活支援総合事業の開始によりまして、それだけではないですけれども、高齢者を取り巻くではないですけれども、変わってまいりました。こうした状況も踏まえましてご提案させていただいているんですけれども、例えば、生活支援が必要な方の部屋の掃除など、生活支援が必要な方の部屋の掃除など、生活動線から外れた生活支援、生活動線内では介護保険でいろいろな生活支援はしていただけ

るんですけれども、動線から外れると介護保 険が使えないという生活支援なんですけれど も、例えば、庭の草引きであったりとか、窓 掃除や応接間の掃除などが、一応、介護保険 サービスができない部分であるわけなんです けれども、そういったところのサービスとい うのを、ふるさと納税の返礼品に登録できな いのかなと。実家から離れて暮らす世代から の寄附につながるのではないかというふうに 考えております。

また、介護事業者にとっても、今まで以上にサービスの内容を増やすことにもなるのかなと思いますし、そういったサービス商品をつくることで仕事も増加、また、大項目2でもありましたように生活支援サポーターの活躍の場にもなるのか、また雇用の創出にもつながるというふうに考えております。

そこで、また一つお尋ねしたいんですけれども、ふるさと納税の返礼品にこうした介護サービスに関連したサービス商品というのを、登録することについては、どのようにお考えでしょうか。

〇議長(中本正人君)経済推進部長。

○経済推進部長(笠原英治君)議員からただ 今ご提案がありました、日常生活支援に関連 したサービスを返礼品にしていくということ につきましては、今の少子高齢化の現状をさっ えますと一定の需要はあると思います。うにを きに壇上でも答弁させていただいたよう。 を変換しただいたが、ういたがいる方が、されて、されて、 非常に気がかりに暮らされている方が、こういったサービスとして、例えば、見守り、方のといったり、安否確認、外出支援、買い物、代行、 返礼品に加えていくことは可能であると思います。

今、ご提案いただきました介護サービスの

事業者が実施することにつきましては、いろいるな課題はあるかもしれませんが、市内の介護福祉サービス事業者の活性化にもなると思いますし、そういった生活関連サービス事業の創出等にもつながってこようかと思います。そういう意味から、高齢者の多様なニーズに対応できるような支援サービスのメニューの選定について、所管部とも連携を図りながら検討していきたいと考えます。

〇議長(中本正人君)16番 岡本君。

○16番(岡本安弘君)一応、可能であるとい うようなご答弁であったかと思います。何度 もお話しさせていただくように、高齢者を取 り巻く環境というところも、多種多様なニー ズというのも、今後たくさん増えてくるわけ でございますけれども、現状、この介護保険 制度だけではなかなか対応していくのが困難 な状況になってきております。介護保険制度 が3年に一度、見直しされるわけなんですけ れども、改正のたびになかなか高齢者だった りとか、事業所さんには厳しい施策となって いっているというのを、私もひしひしと感じ るわけなんですけれども、そういった中で、 そしたら、介護保険で賄えていないところは どうするのかというところになってくるわけ で、この生活支援の割合というのは、役割と いうかは大きくなっていきますし、また今後、 地域で支えていく仕組みというのも重要とな ってくると思っております。

それと、郊外や県外に出られている子ども さんやお孫さんが、お父さん、お母さん、お じいちゃん、おばあちゃんを思う気持ちとい うか、ふるさとを思う気持ちというのを、こ のふるさと納税の返礼品の生活支援サービス として活用していただければいいのかなとい うふうに考えております。

高齢者の生活支援のサービスというのは、 いろんな専門的なこともございますし、今後、 返礼品の一つとするならば、専門的なそうい う仕事を持っておられる職種の方にもかかっ ていただかないといけないのかなと思うとこ ろではありますので、その辺また介護サービ ス事業所であったりとか、今、お墓掃除をし ていただいているようなシルバー人材センタ ーであったり、また、民間企業、株式会社と もしっかりとタッグを組んで、コンソーシア ムを形成していく必要があると思います。今 後、今もおっしゃっていただいたように、な かなかハードルも高いのかなというところも 感じているわけでございますけれども、先ほ どもご答弁いただいたように、本市としても 経験や体験、思い出、人間関係、サービス等、 目に見えない価値を提供する返礼品の登録に も十分視野を広げていくよということでござ いますので、その辺また今後、迎えるであろ う超高齢化社会にとっては必要な返礼品であ ると思いますので、調査研究等々、今後必要 になってくると思いますので、そのあたりま た、我々も協力できるところは一緒に協力し ていきたいと思っておりますので、部長、こ れについては、また一緒に考えていきたいと 思いますので、よろしくお願いします。

以上、質問は終わらせていただきます。

○議長(中本正人君) 16番 岡本君の一般質 問は終わりました。

この際、10時30分まで休憩いたします。 (午前10時19分 休憩)